様式第２５（第３２条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 145 条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

第１表　エネルギーの使用量

１．エネルギー使用量

エネルギーの種類				単位	使用量	
					年度	熱量 GJ
化石燃料			揮発油	ｋｌ		
			ジェット燃料油	ｋｌ		
			軽油	ｋｌ		
			Ａ重油	ｋｌ		
			Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ		
			液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ		
			液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ		
			石炭（　　）	ｔ		
			都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３		
			その他（　　）			
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
化石燃料小計（GJ）						
非化石燃料			バイオエタノール	ｋｌ		
			バイオディーゼル	ｋｌ		
			SAF	ｋｌ		
			水素	ｔ		
			アンモニア	ｔ		
			その他（　　）	（　）		
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
非化石燃料小計（GJ）						
電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ		
			風力	千ｋＷｈ		
			地熱	千ｋＷｈ		
			水力	千ｋＷｈ		
			その他（　　）	千ｋＷｈ		
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		(※)
			非化石由来	千ｋＷｈ		(※)
	その他（　　）			千ｋＷｈ		
電気小計（原油換算ｋｌ）				千ｋＷｈ		
電気小計（GJ）				千ｋＷｈ		
合　計ＧＪ						
原油換算ｋｌ						
前年度原油換算ｋｌ						
対前年度比（%）						

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

３．電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

４．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量

１．輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（%）
輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量	㋐	

２．エネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位 ＝ 非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'） ／ 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐）		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'）」は、㋑の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ）（㋑'-1） ／ 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」は、㋑の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	

２．電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□　月別　□　時間別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ’	Ⓑ’	Ⓒ’	Ⓓ’	

３．非化石エネルギーの使用状況

３－１．非化石エネルギーの使用状況

使用燃料全体に占めるＳＡＦの使用状況				
年度	年度	年度	年度	年度
%	%	%	%	%

３－２．その他非化石エネルギーの使用状況

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 ☐ 策定している ☐ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 ☐ 全ての部門で実施している ☐ 大半の部門で実施している ☐ 一部の部門だけ実施している ☐ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） ☐ 全てを実施している ☐ 大半を実施している ☐ 一部を実施している ☐ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 ☐ 実施している ☐ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し ☐ 全てを実施している ☐ 大半を実施している ☐ 一部を実施している ☐ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ航空機の導入 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	省エネに資する器具の導入 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	搭載物の改善 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	地上運用における省エネ ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の最適化 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	回送航行距離の縮減 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない		
その他	他の事業者等関係者との連携強化 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない			

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量($t\text{-}CO_2$)	

２．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

３．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

４．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１及び２、第３表の１及び２、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の 1 及び２並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（３－２を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

$$\text{５年度間平均原単位変化（％）} = (Ⓐ \times Ⓑ \times Ⓒ \times Ⓓ)^{1/4}\ (\%)$$

（２）電気需要最適化評価原単位

$$\text{５年度間平均原単位変化（％）} = (Ⓐ' \times Ⓑ' \times Ⓒ' \times Ⓓ')^{1/4}\ (\%)$$

15　第６表の１は、「（ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表２は、「（ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

17　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

18　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。